通所介護契約書別紙兼重要事項説明書（別表②）

【介護予防・生活支援サービス事業・通所型サービス(現行型／基準型・緩和型)】

＜令和６年６月１日現在＞

１　利用料

サービスを利用した場合の「基本料金」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の１割（一定以上の所得のある方は２割又は３割）の額です。

（１）通所型サービスの利用料

◎１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）

【通所型サービス費（従前相当／基準型)】

負担額 要支援度	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （自己負担１割の場合）
事業対象者、要支援１ （週１回程度の利用）	１７，９８０ 円／月	１，７９８ 円／月
事業対象者、要支援２ （週２回程度の利用）	３６，２１０ 円／月	３，６２１ 円／月
要支援２ （週１回程度の利用）	１７，９８０ 円／月	１，７９８ 円／月

【通所型サービス費（緩和した基準／緩和型)】

負担額 要支援度	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （自己負担１割の場合）
事業対象者、要支援１ （週１回程度の利用）	１４，３８０ 円／月	１，４３８ 円／月
事業対象者、要支援２ （週２回程度の利用）	２８，９７０ 円／月	２，８９７ 円／月
要支援２ （週１回程度の利用）	１４，３８０ 円／月	１，４３８ 円／月

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２）上越市は要支援２の方で利用回数によっての基本利用料の変更ありません。

（注３）月の途中にサービスを開始した場合や月の途中に終了した場合は１日割りとなります。ショートステイを利用した場合も同様です。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 （自己負担１

			割の場合）
生活機能向上グループ活動加算	生活機能向上を目的として、共通の課題を有するグループに対して日常生活上の支援を行った場合 （１月につき）	１，０００円	１００円
若年性認知症利用者受け入れ加算	若年性認知症利用者へサービスを提供した場合（１日につき）	２，４００円	２４０円
栄養アセスメント加算	管理栄養士を配置して栄養アセスメントを実施した場合（１日につき）	５００円	５０円
栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合（１回につき。月２回まで）	２，０００円	２００円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練などの口腔機能向上サービスを行った場合（１回につき。月２回まで）	１，５００円	１５０円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	加算Ⅰの取り組みに加え、計画等の情報を厚生労働省に提出して活用した場合 （１回につき。月２回まで）	１，６００円	１６０円
一体的サービス提供加算	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合 （１回につき）	４，８００円	４８０円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	外部のリハビリテーション専門職等や医師からの助言を受けた上で、個別機能訓練計画を作成した場合（３月に１回を限度）	１，０００円	１００円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	外部のリハビリテーション専門職と連携して機能訓練のマネジメントを行った場合 （１月につき）	２，０００円	２００円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供した場合（６か月ごとに１回まで）	２００円	２０円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供した場合（６か月ごとに１回まで）	５０円	５円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の基本的な情報を、厚生労働省に提出（３ヶ月に１回）している場合（１月につき）	４００円	４０円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	以下のいずれかに該当する場合 ①介護福祉士70％以上 ②勤続10年以上介護福祉士25％以上	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回利用）：880円／月	88円／月

	（１回につき）	事業対象者・要支援2 1，760円／月	176円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士50％以上 （１回につき）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回利用）：720円／月	72円／月
		事業対象者・要支援2 1，440円／月	144円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	以下のいずれかに該当する場合 ①介護福祉士40％以上 ②勤続７年以上30％以上 （１回につき）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回利用）：240円／月	24円／月
		事業対象者・要支援2 480円／月	48円／月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注３） ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか１つを算定する。	９．２％	左記額の１割
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		９．０％	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ		８．０％	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ		６．４％	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等（新潟県は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合※　（注３）	５％	左記額の１割

（注３）当該加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金（自己負担１割）
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	指定通所介護事業所と同一建物に居住する方、又は同一建物から当該指定通所介護事業所に通う方に対し、指定通所介護を行った場合は、所定単位数から減算します。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる方、その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる方に対して送迎を行った場合は、減算されません。	1月につき 事業対象者・要支援1・要支援2（週1回利用） ３，７６０円	３７６円
		1月につき 事業対象者・要支援2 ７，５２０円	７５２円

		１回につき ９４０円	９４円
送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合（片道につき）	４７０円	４７円
業務継続計画未実施減算	感染症や非常災害の発生において、サービスの提供を継続的に実施するための計画を策定し、計画に従い必要な措置が講じられていない場合	１％	左記額の１割
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又は、その再発を防止するための措置が講じられていない場合	１％	左記額の１割

（２）その他の費用（上記のほか、下記に該当する場合は自己負担となります）

食費	一食当たり　600円
サービス提供当日10時以降に昼食をキャンセルされた場合	食　費　　600円
※レクリェーションや行事等の費用については、実費となる場合があります。 ※おむつは、原則として持参していただきますが、デイサービスセンターのものを使用した場合は、次回ご利用時使用分をお持ちください。	

・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦１日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

・サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しをうけることができます。